

平成 25 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 25 年 10 月 23 日（水） 午後 3 時 00 分から
午後 5 時 00 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員 （全員出席）

事務局 内山利之総務部長、梅田義郎契約管財課長ほか契約管財課職員 3 名

4 概 要

(1) 開 会

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 24 年度第 2 回委員会議事録の公表について

事務局より平成 24 年度第 2 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告

(3) 議 事

ア 平成 25 年度 入札契約執行状況（平成 25 年度上半期）について

事務局より平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間の 13 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

ウ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より低入札価格調査制度を適用した事案 1 件の運用状況について報告を行った。

エ 抽出審議について

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である轟委員が抽出した、制限付一般競争入札 1 件、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 3 件、特命随意契約 2 件の合計 7 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事・修繕・設計等委託案件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 623 固定系防災行政無線屋外子局（27 局）更新（その 5）工事】

（特命随意契約）

B委員 「その5」とあるが、この後いつまで続くのか。また、セキュリティの関係も理解できるが、必ずしもメーカー独自である必要はないのではないか。また、今後続いて行くのであれば、総額での入札もあったのではないか。随意契約が続くと契約金額が高額になる恐れがある。

事務局 基本的には5箇年計画でデジタル化を実施してきたもの。25年度が最終年度であったが、一部設置箇所の民間施設等の協議が遅れており、26年度も実施予定である。最初に基地局のデジタル化を実施した関係上、子局も止む無く同メーカーで更新したもの。一遍に全部の更新ができるのであれば、メーカーを問わず競争が成り立つかと思うが、今後の財政状況にもよるが、機器の一斉更新の際に、複数年度の競争を検討していきたい。

A委員 資料に「これまでに81箇所を更新、3箇所を新設」とあるが、全部で131箇所あり、これまで84箇所の更新若しくは新設を実施し、今回は残りのうち27箇所の更新を行うということか。つまり、あと20箇所残っていることとなる。

事務局 そのとおりです。

A委員 耐用年数というものはあるのか。一斉更新時といっても、何年かに渡って更新するとなると、そのうち、年限の経過したものも生じるので、永遠と続くこととなる。どこかで区切らなければならない。基地局と子局の通信設備は一体のものでなければならないのか。

事務局 トランシーバーのようなものであれば、その周波数に合わせれば、誰でも放送が出来てしまう。現に他の自治体で電波ジャックされ、勝手に放送されてしまった例もあり、メーカー独自の呼出信号を受信できないものは放送されない仕組みが必要となってきた。

A委員 他の区でも同様な方法により更新しているのか。

事務局 同様な方法により更新していると思われる。どこの区も財政難であり、一括して更新できないため、何箇年かで分割している。

B委員 技術的な部分はやむを得ないことも理解できるが、メーカーの統一により、基地局等の初期導入は安く抑え、子局や更新コストが高くなるような事態が起きかねないのではないか。

事務局 初期導入の際に、同メーカーを使用することは、基地局と子局を含めて提案いただいております。その中で一部を変えることはできないので、何か年間かにわたり使うということであって、中身的にもアナログをデジタルに変えていく作業の中で、少しずつ更新を行っているものである。当初から想定はしていたものであり、コストについても、当初の積算と大きく変わらないようにしている。

A委員 将来的に、設備全体の技術的な面や耐久性の問題で、新しくする必要性が出てきた時に、どのような方法で契約をするのが望ましいのか検討する必要

がある。

【修繕 NO. 655 葛飾区清掃事務所奥戸分室ボイラー交換修繕】 (指名競争入札)

B委員 指名競争入札と公募型指名競争入札の違いは何か。
事務局 指名競争入札は、こちらから一方的に指名しており、公募型は広く募って業者の意欲を見ながら指名するもの。公募型で、希望が少なかった場合などは、こちらで追加指名をすることもある。本件については、指名要綱に基づいた業者数を指名選定している。なお、前回の委員会で、この金額なら何者というように限定しないよう指摘をいただいたので、できる限りばらして選定するように心掛けている。ただし、どうしても業者数が少ない業種については、3者など少なくなってしまう場合もある。

**【設計等委託 NO. 820 小学校・中学校非構造部材及び外壁劣化状況調査業務委託】
(公募型指名競争入札)**

A委員 落札率がかなり低くなっているが、区の他の案件においても実績のある業者なのか。
事務局 落札業者は、区実績のある事業者である。
B委員 低入札価格調査制度を適用していないのは、委託業務のためか。
事務局 工事と違って、現場で人数を掛けてする仕事ではないということと、低価格イコール品質が悪いということでもなく、企業戦略等々があつて低コストとなっているようである。とはいえ、質の悪い設計・調査等では、施工の際に苦勞することとなるので、現在試行ではあるが、設計・調査等委託の成績評定を行うこととしている。成績評定については、本格実施に向けて準備しているが、成績を蓄積して、指名選定に活用することもできるし、成績優良のところには、ホームページで公表することにより、品質向上の一助となればと考えている。
B委員 私は、事前調査は大変重要であると考えている。ここで漏れがあると、施工の際や修繕のときに、問題が起きることを危惧している。
事務局 本件の受託者は、都内において、同様の調査業務の実績を多く持っている事業者であるため、安心して任せられるものと考えている。
A委員 それにしても、予定価格の半分の価格であるため、業務管理をしっかりとやる必要がある。

【委託、物品案件の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

【委託 NO. 0082 シニア活動支援センター総合管理業務委託】

（指名競争入札）

- A 委員 落札率 99.3%と高く、予定価格以内での横並びの入札となっている。
- C 委員 応札金額だけをみると、やる気が感じられない。辞退は避けておこうといったところか。
- B 委員 指名競争入札のため、希望していない、旨味がないなどの理由か。
- 事務局 新しい施設で、実績額が分からない案件では、良い競争をして決定するが、例えば、それが、落札率 80%だとすると、翌年度の予算は 80%で計上されてしまう。翌年度についても、同様に段々切り詰められ、これ以下では無理という金額が予定価格となっているのが現状である。
- 予算要求の際の見積書では、実績業者から、とても現状の金額では割に合わないとして、増額を提示されているようである。しかし、予算には限りがあるため、仕様書の内容を見直したり工夫をしてきたが、もう既に限界となってきたようだ。
- A 委員 この建物は、何年目の施設なのか。
- 事務局 平成元年に建設されたものと記憶している。築 25 年程度と思われる。
- A 委員 その間の落札金額はどうか。建物管理業務は、他の施設においても同様な傾向なのか。
- 事務局 落札金額は、徐々に下がってきており、下げ止まりの状況と思われる。古い建物は同様な傾向にある。
- A 委員 業者は、年々入れ替わることが多いのか。
- 事務局 施設が出来た当時は、入れ替わる場合もあったが、古くなると、施設の特性を熟知した従業員を抱えている業者の方が、効率的にできるので継続して落札する傾向があるようだ。
- B 委員 事情は理解できるが、競争原理が働くよう、何か工夫はできないものか。
- 事務局 施設の方針や建物の改修等があれば、新たな業務が発生するので、そこでは競争の要素も高まる可能性はある。
- B 委員 公募型の指名競争入札はどうか。
- 事務局 規模の大きな施設では、公募型で最低制限価格を設定して入札を行っているが、区外業者が低価格で落札して、品質が低下しているケースもある。
- A 委員 なかなか難しい問題だと思う。業務の中身との絡みで見えていくしかないが、引き続き検討をお願いしたい。

【物品 NO. 0497 ICT基盤整備用パーソナルコンピュータの買入れ】

(制限付一般競争入札)

- C委員 結果的に、メーカー系が強かったということか。
- 事務局 ICTパソコンは、5年置きに入れ替えを行っており、5年前に購入したものを、毎年競争入札を行っているが、過去の経緯をみると、必ずしもメーカー系が強いといった結果とはなっていない。昨年も独立系の販売会社が落札している。
- C委員 約2,000万円ほど安くなっている。スペックは特別なものを指定しているわけでもないのか。
- 事務局 大量購入の結果だと思われる。スペック的には、特別なものではない。

【長期継続契約（賃借）、特命随意契約案件の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

【長期（賃借）NO. 2034 葛飾区立小学校ほかコンピュータ借上げ（長期継続契約）】

(指名競争入札)

- A委員 本件は、5年間のリース契約という理解でいいか。
- 事務局 リース契約である。規模が大きく、その時々々の財政状況にもよるが、単年度の財政負担を軽減するため、5年間のリース契約を選択したものである。なお、5年を経過したら、リース会社が撤去することとなる。
- A委員 これは、今回初めてか。それとも前からやっていて更新するものか。
- 事務局 今回3回目の更新となる。原則5年ごとの更新だが、初回は予算の都合で延長し6、7年後に更新したと記憶している。
- A委員 5年で更新する必要性はどうか。役所の業務用パソコンだとメンテナンスやセキュリティ管理もあるので理解できるが、お子さんたちが授業で使用するパソコンは、そんなに神経質になる必要もないのではないか。5年ごとに切り替える基準みたいなものがあるのか。
- C委員 昔は、パソコンは5年位で買い替えという感じであったが、最近は割とずっと長いのではないか。以前は、技術革新が激しくて最新機種が出ていたこともあったが、今はそうでもない。保守期間が切れるまで使用することも可能と思われる。
- 事務局 学校では、教材として電子黒板などの最新の機器や総合教育システムや教育ソフトを使用しており、パソコンについても最新の機種が求められているようである。
- B委員 仕様書にある「葛飾区学校教育総合システム構築委託事業者」がシステムを構築して、その仕様に基づいて、パソコン等の機器の規格を決めているということか。

事務局 本契約において、同システムの保守管理等を行う事業者であり、パソコンにソフト等をセットアップしたり、機器の調整を行うこととなる。

A委員 前回の業者は、同じか。

事務局 前は違う業者であったと思う。メーカーはどこのものでも構わず、システムが稼働するスペックが条件となっているだけである。

【特命 NO. 11365 葛飾区廃棄物運搬請負契約（資源）（単価契約）】（特命随意契約）

B委員 特命随意契約理由書の記載で、「当分の間、社団法人東京環境保全協会の構成員である個別の事業者若しくは個別事業者が構成する団体と契約」とあるが、東京都環境衛生事業協同組合以外に事業者若しくは団体はないのか。

事務局 東京都時代に雇上会社として契約をしていた事業者が、すべて東京都環境衛生事業協同組合の構成員となっているため、同組合以外には事業者や団体はない。

C委員 業務内容的には、ペットボトルの回収なので、それほど特殊な能力を必要としているわけではないと思うがどうか。

事務局 ゴミ集積所に出されるため、確実に回収しなければならない業務ではある。

A委員 どの区でも同様に契約しているのか。これは、東京都の指導なのか。

事務局 23区同じである。東京都と23区で協議したものと聞いている。

B委員 競争させれば、もっと金額が落ちる可能性もあると思われる。

A委員 協同組合と契約しているが、実際の回収は、構成員の個別事業者がやることとなる。その条件や割り振りがどうなっているのか、隠れてしまっている。葛飾区だけでは対処し切れない問題があるのか。

事務局 ゴミの収集については、一日たりとも止めることはできず、安定的な履行が求められるものである。この「当分の間」というのが、いつ頃までなのかについては、主管課に状況を確認して、次回の時に報告いたしたい。

A委員 確かに、事業の性格、提供されているサービスの質、価格の適正さとか全体的によく見ないと、一律に形式論だけで議論してはいけないところは、清掃に限らずあるであろうと思う。しかし、透明性の確保は重要なことであり、そろそろ検討に入った方がいい時期に来ているのではないか。

オ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

カ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

キ 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について報告を行った。25年9月末までの審査状況は、23件の審査を行っている。

専門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。今回の事案の中で、前回指導した内容が、今回反映されていたことに対し、専門員から評価されたものがあり、制度が浸透しミスも少なくなってきたと考えられる。

C委員 この制度は、非常に有効だと思う。

B委員 専門員の目で見ると、まだ若干のチェック漏れがあるようだ。

事務局 設計会社から来る設計書にミスがあつて、主管課でもチェックはしているが、まだ、少し漏れがあつたようだ。

ク 契約制度について

① 平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置について

事務局より、技能労働者の減少に伴い労働需給がひっ迫傾向にあることや、必要な法定福利費相当額を適切に工事金額に反映することを目的に、労務単価の引き上げ及び既契約案件に新労務単価を適用させるため、契約変更ができるよう特例措置を設けた旨並びに特例措置の概要について報告があつた。

特に質問なし。

② 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

事務局より、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、国や東京都の動向を踏まえ、算定基準の見直しを行った旨並びに概要について報告があつた。

C委員 実際に事業者から、社会保険に加入していないと工事を受注できないとの声を聞いたことがある。民間では対応が難しい場合もあり、とりたいけど赤字になるとのことであつた。民間に普及していけばいいのだが。

A委員 かなりきめ細かく算定基準を出していることは、好ましいことだと思う。

事務局 以前は、業者も積算しないで、予定価格の何パーセントで応札したと思われる事例もあつたが、現在は、積算しないと失格になってしまうこともあるので、かなりシビアに積算していると思われる。

A委員 入札内容の適正化ということにも、プラスしていくことは重要なことだ。

③ 工事契約に係る入札の不調・不落対策について

事務局より、工事契約に係る入札の不調・不落の状況、その対策について報告があつた。

A委員 いろいろ工夫して、必要な措置を講じることにより、滞りなく入札が行われればいいのだが、東京オリンピックが決まったりすると、建設の準備で、ますます技術者、労務者が不足することが予想される。

事務局 新聞報道によると、2015年には、建築関係の労働者が激減するとあった。

C委員 実際に若い人が少なく、年配の人ばかりとなっている。それと、建築の金額が高騰している。消費税の駆けこみもあるのかもしれないが、小さな建築屋や関連業者が非常に忙しくしているようだ。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上